

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

空き家利活用を核とした移住定住促進プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県知多郡南知多町

3 地域再生計画の区域

愛知県知多郡南知多町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

南知多町の課題は、①人口減少、②空き家の増加である。

人口は、昭和36年合併時の29,654人から平成30年4月の18,155人と一貫して減少を続けている。人口減少により、地域団体の活動は縮小・中止が増加している。また、産業では、慢性的な人手不足が発生している。

空き家は、平成25年度住宅土地統計調査において空き家率21.7%と愛知県内トップであり、空き家が増加している。その一方、南知多町空き家バンク制度では平成30年10月現在、移住希望者151人に対し、登録物件が14件と物件不足が生じている。平成29年に南知多町が実施した空き家所有者アンケートで、7割は利活用意向がなく、相談先がないことも利活用が進まない要因になっている。制度運用にあたっては、建物の状態把握、関係法令に精通した専門家である不動産事業者が町内に1者しかなく、役場も困難な物件相談に応じきれしていない。不動産事業者においては、町内での空き家取扱い件数が少ないため営業効率が悪く、特に報酬の少ない賃貸物件は敬遠する傾向が顕著である。また移住希望者においては、空き家だけでなく仕事や地域情報も求めているが、ワンセットで対応できる体制ができていない。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

空き家の総合的な相談・活用提案先があり、町の空き家バンク制度や不動産市場に豊富に流通し、空き家が減少している。

移住希望者は、充実した住まい・仕事・地域情報をワンストップで受けることができ、より希望に沿った選択が可能である。

地域住民が移住者に寄り添う良き相談者となり、移住者が地域活動に積極的に参加し、楽しみ助け合い発展する関係ができる。

住まいも仕事も生活環境もよく、住みたいまちになり、移住・定住者が増える。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
空き家バンクを利用した移住者数(人)	120	12	16
空き家バンク契約件数(件)	92	15	20
空き家バンク物件登録数(件)	180	15	20
まちづくり協議会等の事業に企画・立案 など主催側で参加した移住者数(人)	0	2	4

2021年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
20	48
25	60
25	60
5	11

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

空き家利活用を核とした移住定住促進プロジェクト

③ 事業の内容

- ・ 県宅建協会を中心に専門家団体と連携し、空き家利活用セミナーの開催と、空き家所有者に専門家を派遣し、利活用のアドバイスを実施する。（県宅建協会のモデル事業として体制を整備）。
- ・ 町空き家バンク制度の物件調査や書類作成を外部委託する。
- ・ 空き家と仕事と地域事情をワンセットで情報発信し、マッチングを行う。
- ・ 移住者が地域に溶け込める事業をまちづくり協議会など地域団体が実施する。
- ・ 商工会など地域の産業団体と連携し、仕事情報を充実させる。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

空き家について、計画期間は公費を投入するが、将来的には、利活用が民間ベースで行われ自立に向かうため、公費が減少する。また役場が運営する空き家バンク制度の職員も減少していく。まちづくり事業も移住交流プログラムの参加費徴収などにより事業費を賄い財源を確保していく。

【官民協働】

行政、愛知県宅建協会、商工会、地元区、まちづくり協議会などが連携し、空き家の発掘や移住者の受入に対応する。

【地域間連携】

移住施策を実施している自治体と情報交換を実施。移住交流フェアなど連携できる事業は協力体制をとり、愛知県に対する移住を推進することで、広域的なメリットを発揮する。

【政策間連携】

移住者確保により、老朽化した危険な空き家の減少による空き家問題

を解決し安心して安全な町とする。仕事とマッチングできた場合においては、地域の求人に対応でき、産業・観光の振興につなげる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を南知多町役場が取りまとめて、検証結果報告をまとめる。

【外部組織の参画者】

地区代表者、各種団体代表者、議会代表者、その他有識者。

【検証結果の公表の方法】

町ホームページ上で公開。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 52,970千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 南知多町空き家バンク制度補助金事業

ア 事業概要

南知多町空き家バンク制度を利用して空き家を賃貸借・購入した者に対し、改修費・中古住宅購入費・新築費・バンク登録促進費（片づけ・清掃費用相当）を補助する。なお、固定資産税補助及び家賃相当分の補助を経

過措置としておこなう。

イ 事業実施主体

愛知県知多郡南知多町

ウ 事業実施期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。